

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（平成30年亀山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「場合は、当該欠席期間」を「期間」に改め、同条第1号中「の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害」を「に規定する公務上の災害又は通勤による災害の認定を受けた場合」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）出産による場合。ただし、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た期間に限る。

第5条第3号中「である」を「となった」に改め、同条第4号中「事由」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。